

長野県クラブユースサッカー連盟 規約

第1章 【総 則】

第1条 この連盟は、長野県クラブユースサッカー連盟(以下本連盟という)と称する。

第2条 本連盟の事務局を理事長指定の場所に置く。

第2章 【目 的】

第3条 本連盟は、長野県サッカー協会の指導のもとに、県内のクラブユースサッカーを統括し、クラブユースの強化・育成・普及・振興を図るとともに、加盟チームの親睦を深めることを目的とする。

第3章 【事 業】

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 クラブユース(U-12, U-15, U-18)の大会を開催する。
- 2 クラブユースの組織の育成に関すること。
- 3 クラブユースの強化・育成・普及・振興に関する各種行事や催物等を開催する。
- 4 クラブユースの情報の収集および提供。
- 5 クラブユースに関する正式記録の作成および保存。
- 6 その他、本連盟の目的達成に必要な事業を開催する。

第4章 【組 織】

第5条 本連盟は、北信越クラブユースサッカー連盟に、かつ本連盟に加盟したチームで組織する。

加盟チームは、第3条の目的に賛同し、第4条の事業を達成できる条件を備えたチームとする。

第5章 【役 員】

第6条 本連盟は、次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 理事長 1名
- 3 事務局長 1名
- 4 理 事 数名
- 5 会計監査 2名

第7条 役員の選出は、次に定める。

- 1 会長は、理事会が推挙し、総会の承認を得る。
- 2 理事長・事務局長は、理事の中から選出される。
- 3 理事は、北信・東信・中信・南信地区の地区より1～2名を選出する。
なお、理事長が地域性や部会・委員会等を考慮して学識経験者等推薦の若干名を加えることができ、その者は総会の承認を得る。

第8条 役員の任務は、次に定める。

- 1 理事長は、日常業務を統括する。
- 2 事務局長は、理事長の指示に従い日常業務を処理する。
- 3 理事は、理事会および部会・委員会を構成し、日常業務および緊急を要する事項を執行する。
- 4 会計監査は、事業および予算についての監査を行う。

第9条 役員の任期を2年とし、再重任を妨げない。

第10条 本連盟は、理事会の推薦により、顧問・参与等を置くことができる。なお、その者は、総会の承認を得る。

第6章 【会 議】

第11条 本連盟は、次の会議を開く。

- 1 総 会
- 2 理事会
- 3 部会・委員会

第12条 総会は、本連盟最高機関の議決機関で、役員・加盟チーム代表で構成し、次の事項を審議議決する。

- 1 事業報告
- 2 収支決算報告
- 3 監査報告
- 4 事業計画
- 5 予算計画
- 6 規約の改廃
- 7 役員の承認
- 8 その他

第13条 総会は、年1回会長が招集する。

会長が、必要と認めるときや加盟チームの3分の1以上が会議開催理由を示して、請求したときは、臨時に総会を開催しなければならない。

第14条 総会は、加盟チーム代表者の総数が、3分の2以上の出席又は委任により成立す

る。

第15条 理事会は、理事長・事務局長・理事で構成し、次の事項を審議する。

理事長は理事会において、会長その他必要と認める者の出席を求めることができる。

- 1 事業報告
- 2 収支決算報告
- 3 監査報告
- 4 事業計画
- 5 予算計画
- 6 規約の改廃
- 7 役員の前案
- 8 その他

第16条 理事会は、理事長・事務局長・理事の3分の2以上が、出席しなければ開催することはできない。

第17条 本連盟は、次の部会・委員会を設け、重任を妨げない。

- 1 競技部会
- 2 技術委員会
- 3 審判部
- 4 広報記録委員会
- 5 規律委員会

第18条 委員会へ本連盟の理事以外に有識者の若干名を理事会の議を経て加えることができる。なお、その者は、総会で報告する。

第19条 会議の議事は、出席者の3分の2以上の同意により決議される。

第7章 【会 計】

第20条 本連盟の運営経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- 1 運営費
- 2 事業収入
- 3 寄付金
- 4 その他

第21条 本連盟の会計は、理事長が推薦する候補者を理事会の議を経て、総会の承認を得る。

第22条 本連盟の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年の2月末日に終わる。

第23条 本連盟の会計は、総会前に監査を受け、その結果を総会で報告し承認を受ける。

第8章 【附 則】

第24条 本規約に基づく本連盟の運営は、別に定める細則によるものとし、本連盟の議

決のよらない限り、改廃することができない。

- 第25条 本規約は、平成9年3月1日から施行する。
- 第26条 本規約は、平成11年4月3日に改正する。
- 第27条 本規約は、平成13年3月2日に改正する。
- 第28条 本規約は、平成15年3月21日に改正する。
- 第29条 本規約は、平成18年3月19日に改正する。
- 第30条 本規約は、平成21年3月14日に改正する。
- 第31条 本規約は、平成23年5月28日に改正する。

【細 則】

- 1 本連盟に加盟していないチームは、本連盟が主催する公式試合に出場できない。
- 2 規約第5条において、本連盟は加盟チームに第3条の目的に賛同し、かつ第4条の事業を達成できる条件の備有を求めているが、本連盟が必要と認めたチームに規約書の提出を義務づける場合がある。
- 3 規約第7条において、本連盟は理事の選出方法を規定しているが、これは本連盟が整備されるまでの暫定的な選出方法であり、理事会は将来においてより適切な選出方法を検討するよう義務付けられている。
- 4 登録・移籍について、財団法人日本サッカー協会および日本クラブユースサッカー連盟の規定にならうものとする。
- 5 本連盟に加盟するチームは、本連盟の登録料として、年間金50,000円を登録時に納入する。
なお、一旦納入された登録料は返還されない。
- 6 JFAのビジョン、日本クラブユースサッカー連盟規約第3条及び本連盟規約第3条の目的に著しく違反、逸脱する行為等が認められチームについては懲罰を適用する。
懲罰の適用については、規律委員会において審議し理事会において決定する。
長野県クラブユースサッカー連盟は、フェアプレーを推進するとともにチーム関係者に別添「長野県クラブユースサッカー連盟ルールとマナー」を遵守させる。